

無国籍者の地位に関する条約

作成 1954 年 9 月 28 日、ニューヨークにおいて

効力発生 1960 年 6 月 6 日（本条約第 39 条に依る）

典拠国連条約集第 5158 号 360 卷 117 頁

〔前文〕

締約国は、

国際連合憲章及び 1948 年 12 月 10 日に国際連合総会によって承認された世界人権宣言が、人間は差別なく基本的人権及び自由を享受するという原則を確認したことを考慮し、

国際連合が様々の機会に無国籍者に対して深い関心を明らかにし、無国籍者に対してこの基本的人権及び自由の可能な限り広範な行使を確保する努力をしていることを考慮し、

難民でもある無国籍者のみが、1951 年 7 月 28 日の難民の地位に関する条約によって保護され、かつ、その条約によって保護されない多くの無国籍者が存在することを考慮し、

国際的合意によって無国籍者の地位を規律し、改善することが望ましいことを考慮し、

以下のとおり合意した。

第 1 章 一般規定

第 1 条【用語「無国籍者」の定義】

1 この条約の適用上、「無国籍者」という用語は、いずれの国家によってもその法の運用において、国民とみなされない者をいう。

2 この条約は以下の者に適用しない。

(1) 国際連合難民高等弁務官以外の国連の機関の保護又は援助を現に受けている者。ただし、援助が継続する間に限る。

(2) 居住国の権限により、その国の国籍を保持している場合と同等の権利及び義務を有していると認められる者。

(3) 以下のことを考慮する重大な理由のある者。

(a) 国際文書の規定する、平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪を犯した者。

(b) 居住国への入国が許可される前に居住国の外で重大な犯罪（政治的犯罪を除く）を行った者。

(c) 国連の目的及び原則に反する行為を行った者。

第 2 条【一般的義務】

すべての無国籍者は在留する国に対して、特にその国の法令、及び公の秩序の維持のためにとられる措置に従う義務を負う。

第3条【非差別】

締約国は、無国籍者に対して、この条約の諸規定を人種、宗教又は出身国による差別なしに適用しなければならない。

第4条【宗教】

締約国は、その領域内の無国籍者に対して、自らの宗教を实践する自由及び子の宗教教育についての自由に関し、自国民に与える待遇と少なくとも同等の有利な待遇を与えなければならない。

第5条【この条約にかかわらず与えられる権利】

この条約のいかなる規定も、無国籍者に対して、締約国によってこの条約にかかわらず与えられる権利及び利益を害するものとみなされてはならない。

第6条【「同一の事情のもとで」という用語】

この条約の適用上、「同一の事情のもとで」という用語は次のことを意味する。特定の個人が、仮りに無国籍者でないとすれば、当該権利の享受のためにみたすべきいかなる要件（在留又は居住の期間及び条件に関する要件を含む）も、その者によってみたされなければならない。ただし、要件の性質上無国籍者がみたすことのできない要件は、別とする。

第7条【相互主義の適用の免除】

- 1 この条約がより有利な規定を設けている場合を除き、締約国は無国籍者に対して、一般に外国人に与える待遇と同一の待遇を与えなければならない。
- 2 3年の居住期間後は、すべての無国籍者は締約国の領域における法制上の相互主義の適用の免除を享有する。
- 3 各締約国は、相互主義の不存在の場合、自国についてこの条約の効力が生ずる日に無国籍者に対して、すでに認められている権利及び利益を引き続き与えなければならない。
- 4 締約国は、相互主義の不存在の場合、2及び3に従って認められる以上の権利及び利益を無国籍者に与える可能性、並びに2及び3に規定する条件をみたしていない無国籍者に対して相互主義の適用の免除を及ぼす可能性を有利に考慮しなければならない。

2及び3の規定は、この条約の第13条、第18条、第19条、第21条、及び第22条にいう権利及び利益並びに、この条約が規定していない権利及び利益にも適用する。

第8条【例外的措置の適用の免除】

特定の外国の国民又は元国民の身体、財産又は利益に対してとる例外的措置に関して、締約国は、無国籍者に対して、以前に当該国籍を有したことを理由として、この措置を適用してはならない。

国内法制上、本条で定める一般原則を適用できない場合、締約国は、適当な場合には、その無国籍者に有利に、適当の免除を与えなければならない。

第9条【暫定措置】

本条約のいかなる規定も、戦時又は他の重大かつ例外約な状況において、特定の個人について国の安全のために不可欠であると認める措置を暫定的にとることを妨げない。ただし、当該個人が真に無国籍者であり、かつ、その措置の継続が、その者について、国の安全のために必要であると当該締約国が決定するまでの間に限る。

第10条【居住の継続】

1 無国籍者が、第二次世界大戦中に強制的に退去させられ、締約国に移動させられ、そこで居住している場合は、その強制された在留の期間は、当該領域内に合法的に居住していたものとみなす。

2 無国籍者が、第二次世界大戦中に締約国の領域から強制的に退去させられ、この条約の効力発生日以前に、居住のため当該締約国に帰還した場合は、その強制退去の前と後の居住期間は中断のない居住が要件となるいかなる目的のためにも、一継続期間とみなされなければならない。

第11条【無国籍者海員】

締約国は、自国を旗国とする船舶の定期の乗組員として勤務する無国籍者については、その領域内での定住及び、特に他の国での定住を容易にする目的の旅行証明書の発給又はその領域の一時的入国許可に好意的考慮を払わなければならない。

第2章

第12条【属人法】

1 無国籍者の属人法は住所を有する国の法律とし、住所を有しないときは、居住を有する国の法律とする。

2 無国籍者が既に取得した権利であって属人法に基づくもの、特に婚姻に伴う権利は、無国籍者が締約国の法律に定められる手続に従うことが必要な場合にはこれに従うことを条件として、当該締約国により尊重される。ただし、この権利は、当該無国籍者が無国籍でないとした場合においても、当該締約国の法律により認められるものでなければならない。

第13条【動産及び不動産】

締約国は、無国籍者に対して、動産及び不動産の所有権並びにそれに付随する他の権利の取得並びに動産及び不動産の所有権に関する賃貸借及び他の条約に関して、可能な限り有利

な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

第 14 条【著作権及び工業所有権】

発明、意匠又は考案、商標、商品等の工業所有権並びに文学的、美術的及び学術的著作作品についての権利の保護に関しては無国籍者は常居所を有する国において、その国の国民に与える保護と同一の保護を与えられなければならない。他のいかなる締約国の領域においても、無国籍者は、常居所を有する国の国民がその領域において与えられる保護と同一の保護を与えられなければならない。

第 15 条【結社の権利】

非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合に関しては、締約国は合法的にその領域に滞在する無国籍者に対して可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合にも、同一の事情のもとで、一般に外国人に対して与えられる待遇より不利な待遇を与えてはならない。

第 16 条【裁判を受ける権利】

- 1 無国籍者は、すべての締約国の領域において、自由に裁判を受ける権利を有する。
- 2 無国籍者は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関連する事項（法律扶助及び、訴訟費用の担保の免除を含む）につき、当該締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を享受する。
- 3 無国籍者は、2 に定める事項について、常居所を有する締約国以外の締約国においても、その常居所国の国民に与えられる待遇と同一の待遇をあたえられなければならない。

第 3 章

第 17 条【賃金を得られる雇用】

- 1 締約国は、合法的に領域内に滞在する無国籍者に対して、賃金を得られる雇用に従事する権利に関して、可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- 2 締約国は、賃金を得られる雇用に関して、すべての無国籍者の権利を、特に労働力募集計画又は移住計画によって領域内に入った無国籍者の権利をその国民の権利と同一にすることについて好意的に考慮しなければならない。

第 18 条【自営業】

締約国は、合法的に領域内にいる無国籍者に対して、独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権利並びに商業上及び工業上の会社を設立する権利に関して、可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

第 19 条【自由業】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者であって、その締約国の権限ある機関によって承認された資格証書を有し、かつ自由業を行うことを希望する者に対して、可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

第 4 章 福祉

第 20 条【配給】

住民全体に適用されかつ、配給が不足した場合に一般的な物資配分を規制する配給制度が存在する場合には、無国籍者は国民と同一の待遇を与えられなければならない。

第 21 条【住居】

住居に関しては、締約国は、当該事項が法令によって規制されるか又は公的機関の管理のもとにある限りにおいて、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対しては、可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合においても、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第 22 条【公の教育】

- 1 締約国は、無国籍者に対して初等教育に関して国民に与える待遇と同一の待遇を与えなければならない。
- 2 締約国は、無国籍者に対して初等教育以外の教育に関して、特に修学を容易にする機会、すなわち外国の学校証明書、資格証書及び単位の承認、授業料及び手数料の減免及び奨学金の授与に関して可能な限り有利な待遇を与えなければならない、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

第 23 条【公的救済】

締約国は、合法的に領域内に滞在する無国籍者に対して、公的救済及び公的援助に関して、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えなければならない。

第 24 条【労働及び社会保障】

- 1 締約国は、合法的に領域内に滞在する無国籍者に対して、以下の事項に関して、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えなければならない。

(a) 法令によって規律されるか又は行政機関の管理に従う以下のような事項報酬（家族手当がその一部をなすときは、これを含む）、労働時間、時間外労働、有給休暇、家内労働についての制限、雇用最低年齢、見習及び訓練、女子及び年少者の労働、及び団体交渉の利益の享受。

(b) 社会保障（業務災害、職業病、出産、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族的負担、並びに国内法令により社会保障計画の対象となる他のいかなる不慮の事故に関する法的給付）。ただし以下の制限をとることを妨げるものではない。

(i) 取得した権限及び取得の過程にある権利の維持のために適当な組みかえを行うこと。

(ii) 居住国の国内法令が、公の資金から全額支給される給付の全部又は一部に関して、及び通常の年金の受給のための保険金負担条件をみたしていない者に支給される手当に関し、特別の手配を行うこと。

2 業務災害又は職業病に起因する無国籍者の死亡について補償を受ける権利は、この権利を取得する者の居所が、締約国の領域外にある事実によって影響されないものとする。

3 締約国は、締約国間で締結されている協定上の利益又は将来締結される協定上の利益であって社会保障に関する既得の権利及び取得の過程上の権利の維持に関する利益を、無国籍者に及ぼさなければならない。しかもこの場合、当該協定署名国の国民に適用される条件に服することだけを条件とするのでなければならない。

4 締約国は、締約国と非締約国との間でいずれの時にしろ効力を生ずる同様の協定の利益を無国籍者に及ぼすことについて、可能な限り好意的に考慮するものとする。

第5章 行政措置

第25条【行政上の援助】

1 無国籍者の権利の行使につき、無国籍者が求めることのできない外国の機関の援助が通常必要な場合、当該無国籍者が居住する締約国は、自国の機関によって同様の援助が与えられるように取り計らわなければならない。

2 1にいう自国の機関又は外国の機関は、無国籍者に対して、外国人が通常本国の機関からもしくは本国の機関を通じて交付を受ける文書もしくは証明書と同様の文書もしくは証明書を交付するものとし、又は、その監督の下にこれらの文書もしくは証明書が交付されるようにしなければならない。

3 交付された文書又は証明書は、外国人に対して本国の機関から又は本国の機関を通じて交付さ

れる文書に代わるものとし、反証のない限り、信用を与えられなければならない。

4 生活困窮者に与えられる例外的取扱いがある場合には、それに従うことを条件として、本条にいう事務について手数料を徴収することができる。ただし、その手数料は、低価でかつ同種の事務について自国民から徴収する手数料に相応するものでなければならない。

5 本条の規定は、第27条及び第28条の規定の適用を妨げるものではない。

第26条【移動の自由】

各締約国は、合法的に領域内に滞在する無国籍者に対して、同一の事情のもとで一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利及びその領域内を自由に移動する権利を与えなければならない。

第 27 条【身分証明書】

締約国は、領域内にいる無国籍者であって、有効な旅行証明書を所者しない者に対して、身分証明書を発給しなければならない。

第 28 条【旅行証明書】

締約国は、合法的に領域内に滞在する無国籍者に対して、国の安全又は公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、この旅行証明書に関しては、この条約の附属書の規定が適用される。締約国は、領域内にいる他の無国籍者にも同様な旅行証明書を発給することができる。特に締約国は領域内にいる無国籍者で、その法律上の居住国から旅行証明書を得られない者に同様な旅行証明書の発給について有利に考慮しなければならない。

第 29 条【財政的負担】

1 締約国は、無国籍者に対して、いかなる名称の関税、課徴金もしくは租税であっても、同一の事情にある自国民に課しているか、又は課すことのある関税、課徴金もしくは租税以外のもの、又はより高額のものを課してはならない。

2 1 の規定は、外国人に対する身分証明書を含む行政文書の発給に関して、手数料に関する法令を無国籍者に適用することを妨げるものではない。

第 30 条【財産の移転】

1 締約国は、無国籍者が、領域内に持ち込んだ財産を定住のために入国を許可された他の国へ移転することを、その法令に従って許可しなければならない。

2 締約国は、無国籍者が入国許可された他の国における定住に必要な財産の移転の許可につき無国籍者に対して好意的に考慮しなければならない。

第 31 条【追放】

1 締約国は、国の安全又は公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内に滞在する無国籍者を追放してはならない。

2 この無国籍者の追放は、法の適正手続に従ってなされた決定に従ってのみ行なわれなければならない。国の安全のためやむをえない理由がある場合を除くほか、無国籍者は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに、権限ある機関又はその機関が特に指名する者（人数を問わず）に対する不服の申立及びこのための代理人の出頭を認められなければならない。

3 締約国は、この無国籍者に対して、他の国の合法的入国許可を求めるための妥当な期間の猶予を与えなければならない。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとる権利を留保する。

第 32 条【帰化】

締約国は、無国籍者の同化及び帰化を可能な限り容易なものにしなければならない。締約国は特に、帰化の手続を迅速に行い、可能な限りこの手続の手数料及び費用を軽減するため、あらゆる努力をしなければならない。

第 6 章 最終条項

第 33 条【国内法令に関する情報】

締約国は、本条約の適用を確保するために採択することのある法令を国際連合事務総長に通報しなければならない。

第 34 条【紛争の解決】

本条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって他の方法によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託されなければならない。

第 35 条【署名、批准及び加入】

1 本条約は、1955 年 12 月 31 日までに、国際連合本部において、署名のため開放されなければならない。

2 本条約は、以下の国のために、署名のため開放されなければならない。

- (a) 国際連合の各加盟国
- (b) 国際連合の無国籍者の地位に関する会議に出席することを招請された他のいずれの国
- (c) 国際連合総会が署名又は加入の招請を行ったいずれの国

3 本条約は批准されなければならないが批准書は、国際連合事務総長に寄託されなければならない。

4 本条約は、本条 2 にいう国家による加入のため開放されなければならない。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって効力を生ずる。

第 36 条【領域適用条項】

1 各国は、署名、批准又は加入の際に、その国が国際関係において責任を有する領域の全部又は一部に本条約を拡大適用することを宣言することができる。この宣言は本条約が当該国について効力を生じた時に、効力が生ずるものとする。

2 その後いつでも、この拡大適用は国際連合事務総長に宛てた通告によってなされ、かつ、国際連合事務総長がこの通告を受理した日から90日目又は本条約が当該国について効力が生じた日のいずれかのうち、遅れた日に効力を生ずる。

3 署名、批准又は加入の際にこの条約が拡大適用されていない領域に関しては、当該国は、この領域に本条約を拡大適用するために必要な措置をとる可能性を考慮しなければならない。憲法上の理由から必要な場合は、この領域の政府が同意することを条件とする。

第37条【連邦条項】

連邦国家又は非単一国家の場合には、以下の規定が適用される。

(a) 本条約の条項のうち連邦立法機関の立法権限の範囲内に該当する条項に関しては、連邦政府の義務は、この範囲内で、連邦国家でない当事国の義務と同一でなければならない。

(b) 連邦憲法制度上、立法措置をとる義務を負わない各支分国、州、県の立法権限の範囲内に該当する本条約の条項に関しては、連邦政府はできるだけ早い時期に、好意的勧告を行って、この条項について支分国、州、県の適切な機関の注意を促すものとする。

(c) この条約の当事国である連邦国家は、国際連合事務総長を通じて提出される他の締約国の要求により、条項のいずれかの規定に関する連邦及びその構成単位の法及び実行について報告を提出し、立法行為もしくは他の行為によって、この規定がどの程度効力を生じているかを明らかにしなければならない。

第38条【留保】

1 署名、批准又は加入の時に、いずれの国も、本条約の第1条、第2条、第4条、第16条1、第33条ないし第42条以外の条項について留保することができる。

2 本条の1に従って留保したいずれの国も、いつでも、国際連合事務総長に宛てたその趣旨の通告によって、留保を撤回することができる。

第39条【効力発生】

1 この条約は、第6番目の批准書又は加入書の寄託日から90日目に条約の効力が発生するものとする。

2 第6番目の批准書又は加入書の寄託後、条約を批准し、又は加入する国に関しては、その国が批准書又は加入書を寄託する日から90日目に条約の効力が発生するものとする。

第40条【廃棄】

1 いずれの国も、国際連合事務総長に宛てた通告によっていつでもこの条約を廃棄することができる。

2 この廃棄は、国際連合事務総長がそれを受理した日から1年後にその締約国について効力を生ずるものとする。

3 第 36 条による宣言又は通告を行ったいずれの国も、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告によって、事務総長による通告を受理の日から 1 年後に、本条約は当該領域内に拡大適用されなくなることを宣言できる。

第 41 条【改正】

1 各締約国は、国際連合事務総長に宛てた通告によって、いつでも、この条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、必要な場合、この要請に関してとられるべき措置を勧告するものとする。

第 42 条【国際連合事務総長の通告】

国際連合事務総長は、国際連合の非加盟国及び第 35 条で言及されている非加盟国に対して、以下の事項を通知しなければならない。

- (a) 第 35 条による署名、批准及び加入
- (b) 第 36 条による宣言及び通告
- (c) 第 38 条による留保及び撤回
- (d) 第 39 条に基づき本条約の効力が発生した日
- (e) 第 40 条による廃棄及び通告
- (f) 第 41 条による改正の要請

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1954 年 9 月 28 日にニューヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書 1 通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第 35 条に規定するものに送付する。

〔附属書〕

第 1 項

1 本条約の第 28 条に規定されている旅行証明書は、その所持者が、1954 年 9 月 28 日の本条約の条件のもとにある無国籍者であることを示す。

2 本証明書は、英語又はフランス語のいずれかを含む、少なくとも 2 カ国語によって作成されなければならない。

3 締約国は本附属書に附属する旅行証明書の様式の採用が望ましいことを考慮するものとする。

第2項

発給国で通用する規制に従って、子は親の旅行証明書又は、例外的事情のもとでは他の成人の旅行証明書に含めることができる。

第3項

証明書の受給の手数料は、自国民の旅券に対する費用の最低額を越えてはならない。

第4項

特別の場合又は例外の場合を除いて、証明書はできるだけ多数の国に対して、有効でなければならない。

第5項

証明書の有効期間は、3ヵ月以上及び2年以下とする。

第6項

- 1 証明書の有効期間の更新は、その所有者が他の領域において合法的な居所を確立しない限り、当該証明書を発給した機関に係る事項である。新しい証明書の発給は、同一の事情のもとでは、前の証明書を発給した機関にかかわる事項である。
- 2 外交機関又は領事機関は、6ヵ月を越えない期間内で、その政府が発給した旅行証明書の有効期間を更新する権限を有することができる。
- 3 締約国は、その領域内にはもはや合法的に居住できない無国籍者であって、その者が法律上の居住国から旅行証明書を取得できない場合、その無国籍者に対して好意的に考慮しなければならない。

第7項

締約国は、本条約の第28条の規定に従って発給される証明書の有効性を認めなければならない。

第8項

無国籍者が入国を希望する国の権限ある機関は、無国籍者の入国を許可する用意があり、かつ査証を要求する場合には、この無国籍者が所持する証明書に査証を添付しなければならない。

第9項

- 1 締約国は、最終目的地の領域について査証を取得している無国籍者に対して一時査証を発給することを約束する。
- 2 この査証の発給は、いかなる外国人に対するにせよ査証の拒否を正当化する理由に基づく場合は、拒否することができる。

第 10 項

1 出国査証、入国査証、一時査証の発給のための手数料は、一般旅券に添付する査証の費用の最低額を越えてはならない。

第 11 項

無国籍者が他の締約国の領域に合法的に居住している場合、新しい証明書の発給の責任は、その領域の権限ある機関の責任となる。無国籍者はその機関に申請する資格を有するものとする。

第 12 項

新しい証明書を発給する締約国は、旧証明書は返還されなければならないと新しい証明書に記載されている場合、旧証明書を回収し、発給国に返還しなければならない。

第 13 項

1 本条約の第 28 条に従って発給された旅行証明書は、別段の規定を含まない限り、その所持者に対して、その有効期間のいつでも発給国の領域に再入国する資格を与える。いかなる場合においても、所持者が証明書発給国に帰国しなければならない期間は、3 ヶ月以下であってはならない。ただし、無国籍者が旅行することを申込む国が証明書発給国への再入国の権利を与える旅行証明書をつよく要求しない場合は、この限りでない。

2 前項の条件に従うことを条件として、締約国は、証明書の所持者に対して、その領域の出入国に関して規定する場合の手續に従うよう要求することができる。

第 14 項

この附属書の規定は、第 13 項の条件に服する限り、締約国の領域への入国、通過、居住及び定住、並びに出国の条件を規律する法令にまったく影響を与えない。

第 15 項

説明書の発給又は証明書上になされた記載は、所持者の地位について、特に国籍に関して、決定するものではないし、又影響を与えるものでもない。

第 16 項

証明書の発給は、所持者に対して、発給国の外交機関又は領事機関による保護についての権利をなんら与えるものではなく、又当該機関にこの行為の結果として保護の権利を与えるものではない。